**平成３１・３２年度（追加）**

**西原町建設工事入札参加資格審査申請書提出要領**

西原町の公共工事に入札参加を希望する者は、以下に示す申請書提出要領に基づき審査申請書を提出して下さい。

**１　入札参加資格要件**

西原町の発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、次の①から⑦を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

①　社会保険に加入していること。

（個人事業者で従業員が４人以下のため適用が除外されている場合を除く）

②　雇用保険に加入していること。

（従業員が１人もいないため適用が除外されている場合を除く）

③　建設業退職金共済制度に加入していること。

④　建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）

* 免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
1. 申請する業種について、建設業の許可を受けている者であること。
2. 申請する業種について、経営事項審査を受けている者であること。
3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

**２　入札参加資格審査申請書の申請業種について**

建設業許可及び経営事項審査を受けている業種に限ります。

**３　留意事項**

①　入札参加資格審査を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を　　行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

（１）入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載しなかったとき。（登録後に判明した場合も含む）

（２）審査のための実態調査に応じないとき。

（３）審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

②　名簿登録の有効期間は、令和２年３月１日から令和３年３月３１日までとします。

③　次回（令和３・４年度）の定期受付は、令和３年１～２月頃実施する予定です。

**４　申請の方法**

1. 受付期間

令和２年２月１０日（月）～２月２１日（金）（ただし、土・日・祝祭日を除く）

受付時間　【午前】９時～１１時３０分　【午後】１時３０分～４時３０分

**※期間後半は大変混み合いますので、早めの提出をお願い致します。**

　②　受付場所及び問い合わせ先

（受付場所）西原町役場　２階　土木課 窓口

（問い合わせ先）西原町役場 建設部 土木課 庶務係

ＴＥＬ　０９８－９４５－４４１５（内線３６０７）

③　提出方法

提出は内容を説明できる人が持参して下さい。**郵送不可**。提出書類の順（提出要領Ｐ２～６参照）に上から順序良く並べて、フラットファイルＡ４Ｓ型（ピンク系）に綴り、提出書類のNo．をタックインデックスに表示して下さい。

　　※書類の綴り方Ｐ８参照

　　※申請と同時に書類確認を行いますので、少々時間が掛かります。（１件１５分程度）

　　あらかじめ、ご了承下さい。

**≪提出書類の綴り方の見本が土木課窓口にありますので参考にして下さい。≫**

* 提出書類の各種証明書は、３ヶ月以内に発行されたものを提出すること。
* 証明書等の書類（写し）は、Ａ４版にして下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 提　出　書　類　等 | 備　　　　考 |
| １ | 建設工事入札参加資格審査申請書（様式１）※**２部**（１部は申請者控え） | **必須**。※申請者の印は、**登記印鑑（個人は実印）**を押印すること。 |
| ２ | 西原町建設工事入札参加資格審査電算入力票（Ａ・Ｂ）を**２部**（様式２、様式３） | **必須**。町様式を使用し、令和2年1月31日現在の状況を記入する。※１部はA４ファイルに綴り、**もう１部は綴らずお持ち下さい。** |
| ３ | 建設業許可通知書の写し | **必須**。提出日現在で有効期限内にあるもの。 |
| ４ | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し | **必須**。申請時点で有効期間が残っている最新の結果通知書又は、県へ申請中の場合は受付申請の写しを提出し、令和２年３月末日までに再度最新の経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。 |
| ５ | 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し | ●申請業種が加入免除されている業種（ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ：10、板金：15、内装仕上（防音除く）：19、熱絶縁：21、さく井：24、建具（屋外除く）：25、消防施設：27）の場合　**提出不要**●上記以外　**必須** |
| ６ | 社会保険料納入確認書の写し及び労働保険証明書の写し**※経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で加入が無となっている保険について提出。** | ●「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合　→　**提出不要**●社会保険の適用が除外されている（個人事業者で従業員数が４名以下）場合　→　**未加入理由書（任意様式）を提出**●本社が県外の場合　→　**提出不要**●労働保険加入を確認できる証明書 |
| ７ | 「１１．技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員および「１７．西原町在住従業員名簿」に記載されている従業員についての、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」又は「健康保険・厚生年金保険被保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し**※「１７．西原町在住従業員名簿」に記載されている従業員については、マーカーで着色すること。** | ●県内事業者で、社会保険の適用が除外されている（個人事業者で従業員数が４名以下）場合　→　**提出不要**代わりに、雇用保険被保険者証の写しを提出する。●上記以外の県内事業者　→　**必須**※報酬額は墨消し可。●県外事業者　→　**提出不要** |
| ８ | 市町村民税完納(滞納がない)証明書（写し可）※直近２年度（期）分 | ●県内事業者　→　**必須**※本店所在地の市町村の証明書。※西原町に支店・営業所を有する場合は、西原町分も併せて提出。※個人事業者は、代表者の市町村民税及び国民健康保険料（税）の滞納のない証明書を提出。●県外事業者　→　**提出不要** |
| ９ | 県税納税証明書（写し可）●法人事業者⇒法人事業税等●個人事業者⇒個人事業税等※直近２年度（期）分 | ●県内事業者、又は、県外事業者で支店等が県内にある場合**必須**。●県外事業者で、支店等が県内にない場合**提出不要** |
| １０ | 国税納税証明書（写し可） | **必須**。●法人事業者⇒様式：その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」●個人事業者⇒様式：その３の２「申告所得税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」 |
| １１ | 技術職員有資格者名簿 | ●県内事業者**必須**。最初に、県へ提出した名簿の写し（自由様式の名簿は不可）を綴る。その後、全技術者分の合格証明書又は免許証等の写しを添付する。●県外事業者で、支店等が県内にあり、支店等に技術者が在籍する場合**必須**。最初に、県へ提出した名簿の写し（自由様式の名簿（県内の全技術者分）も可）を、在籍する技術者が分かるようにマーカー等付きで、綴る。その後、在籍する技術者分の合格証明書又は免許証等の写しを添付する。●県外事業者で、支店等が県内にあり、支店等に技術者が在籍しない場合**必須**。県へ提出した名簿の写し（自由様式の名簿（県内の全技術者分）も可）を綴る。●県外事業者で、支店等が県内にない場合**提出不要** |
| １２ | 工事経歴書 | **必須**。自由様式。●県内事業者直前１年分を元請・下請別に作成する。●県外事業者直前１年分を作成する。元請・下請別等、区別されていなくても可。 |
| １３ | 登記簿謄本 | ●法人事業者**必須**。登記簿謄本の写しも可。●個人事業者　**提出不要** |
| １４ | 身分証明書及び登記されていないことの証明書 | ●法人事業者**提出不要**●個人事業者**必須**。各証明書の写しも可。**※ 注②を参照。** |
| １５ | 印鑑証明書 | **必須**。証明書の写しも可。●法人事業者　登記した会社印の印鑑証明書。●個人事業者　代表者の印鑑証明書。 |
| １６ | 委任状及び使用印鑑届出書 | ●県内・県外問わず、入札参加において、支店等に本店から同等の権限を与えられている場合**必須**。自由様式。原本のみ。●上記以外**提出不要** |
| １７ | 西原町在住従業員名簿 | ●町内に従業員が在籍する場合　**必須**。町様式。備考欄に、役職等（一般職員は、正社員、契約社員、アルバイト、パート等の雇用形態。）を明記する。●町内に従業員が在籍しない場合**提出不要** |
| １８ | ボランティアへの参加 | ●ボランティアへの参加実績がある場合**必須**。町様式（町外のボランティア参加も記入可）。参加が証明できる書類等の写しを添付する。（平成30年度～令和元年度分）●ボランティアへの参加実績がない場合　**提出不要** |
| １９ | 本店及び支店等の見取図及び外観・室内写真 | ●町内に本店及び支店等がある場合**必須**。見取図（自由様式）・外観写真・室内写真を各一枚づつ提出する。●町内に本店及び支店等がない場合　**提出不要** |

**注意事項**

1. 市町村民税完納(滞納がない)証明書は、支店等の所在地の各市町村税務課等から発行されます。
2. 個人の方については、(1)本籍地のある市町村から発行される身分証明書、及び、(2)東京法務局から発行される登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）、の２種類が必要となります。詳しくは、(1)については、本籍地のある市町村へ、(2)については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へ、それぞれお問い合わせ下さい。

**５　申請後の変更届について**

入札参加資格審査申請以後に下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格審査申請後

変更届出書（県様式を参照）に必要書類を添付のうえ速やかに提出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　事　項 | 添付（確認）書類 |
| 商号名称 | 登記簿謄本の写し（法人業者のみ。個人業者の場合は、変更届出書だけでよい。）（県様式） |
| 所在地 | 登記簿謄本の写し（同上）、西原町内に本店又は支店等を有する者は本店等見取図及び写真を添付して下さい。 |
| 代表者 | 登記簿謄本の写し（同上） |
| 電話番号及びＦＡＸ番号 | 変更届出書だけでよい。（県様式） |
| 経審基準日 | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し |
| 建設業許可更新 | 建設業許可通知書の写し |
| 合併・営業譲渡・分割等による事業の承継 | 合併・営業譲渡等に関する確認書類の写し |
| 相続による事業の承継 | 相続を証する書類等の写し |
| 廃業 | 建設業の廃業届の写し |

**注意事項**

・　経営事項審査結果通知書の有効期限は１年７ｹ月です。審査終了後の通知書を受け取りましたら、変更届出書及びＡ４版に縮小した通知書の写しを添付し提出して下さい。

**経審基準日変更については毎年提出することになります。**

* 変更届出がなく西原町入札参加資格者名簿上、建設業許可及び経営事項審査の有効期限

　　が切れている場合には指名できませんのでご注意ください。

* 変更届の控えが必要な方は、変更届出書の写し又は受付票をご持参下さい。
* 変更届等のお問い合わせの際には、事業所名と業者番号を伝えて下さい。

**＊書類の綴り方**

入札参加資格審査申請書

平成３１・３２年度

建設工事

入札参加資格審査申請書

商　　号

商

号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下

　　　　　　　　　　　　　　　本店等見取図

 工事経歴書 ﾀｯｸｲﾝﾃﾞｯｸｽ

１

 上

19

**※該当がない場合インデックスは除く**

表表紙：平成３１・３２年度建設工事入札参加資格審査申請書及び商号を記入

背表紙：商号（上にシールを貼りますので、中央より下に記入して下さい。）

提出書類の順（提出要領P２参照）に上から順序良く並べて、フラットファイルA４S型

（ピンク系）に綴る。※できればＰＰ製でお願いします。